

住民監査請求意見陳述

大場 武男 (最上町在住)

1、はじめに

最上小国川は、ダムのない川で、天然アユの宝庫です。

山形県が調査した指標によりますと、県内の河川別の漁獲量比較（H22年）では、最上小国川はダントツで、県内全体の23.3%、アユにいたっては44%を占める漁獲量です。

昨年10月に朝日新聞山形版が、水産経済の専門家の試算として、最上小国川のアユによる経済効果は、年間釣り客延3万人で22億円と報じました。そして、何らかの理由で河川環境やアユ資源が劣化すると、年間10億円規模の経済損失が出ると報じています。

2、最上小国川の水害の実態

最上小国川の過去の主な水害の記録は事実証明書NO1に示しています。近年の水害で被害が大きかったのは1974年（S49年）のもので、瀬見温泉地区や右岸側の支流でも浸水被害が発生しています。しかし、その後、白川や絹出川など右岸側の支流で流路工や堰堤などの砂防工事が進められ、最上小国川本流の改修も進み、赤倉温泉地区を除いては深刻な水害は見られなくなっています。

また、赤倉温泉地区では、コンクリート固定堰の設置で土砂の堆積により最上小国川の河床が高くなり、流下能力不足による浸水被害だけではなく、赤倉温泉地区内の水害の実態は、大部分が「内水氾濫」による浸水被害です。内水被害の実態とメカニズムの詳細については後の陳述人が述べます。

3、ダム計画の経緯、地元でどのように宣伝されてきたか

最上総合支庁建設部が発行したパンフレット「最上小国川の治水対策」によりますと、ダム建設計画は1987年（S62年）に最上町が山形県に治水ダム建設を要望した時に始まります。山形県は県の単独事業として、予備調査を始めたのは1991年（H3年）でした。地元のダム計画を推進する人たちが「ダム建設は20年来の悲願」と言っているのは、この時からのことでしょう。

しかし、県のホームページ「治水計画をめぐる経緯」を見ると、地元の小国川漁業協同組合がダム建設に一貫して反対しているのがわかります。

山形県は、2007年（H19年）1～2月にかけて、既に実施済みの赤倉地区を除く全町で「穴あきダム」早期実現を求める署名活動を実施する前にパンフレット「最上小国川の治水対策」を全戸配布しました。

そのパンフレットによりますと、県はダムに代わる他の治水対策も検討したとして、

赤倉温泉地区をバイパスする放水路案と河道改修案の比較表を出して、概算事業費の比較などを行っています。この比較表は、最初から「ダムありき」で取り組んでいるのではないことを示そうとするものであることが見受けられます。

パンフの比較では、事業費はダム案が費用が安くあがり、赤倉温泉地区の安全確保まで工事期間が10年（再検証後の比較では5年）、河道改修案では、川沿いの約50軒の旅館などの移転が必要とか、工事期間が38年（再検証後の比較では何と74年、朝日新聞報道——かかる）といます。

最上小国川流域の中で、洪水が危険視されるのは赤倉温泉地区だけなのに、河川改修は最下流からコツコツと上流へ工事するのがセオリーと県は言っています。一般的には、河川改修事業には莫大な経費と長期間を要するものであるため、全川に渡って、一気に完成できるものではなく、安全度の低い箇所から改修工事に着手するのが常識と私は聞きました。

このように、河道改修案には恫喝ともいべき宣伝が町内で広く行われました。また、ダム建設を推進する人たちからは「アユと人間の命のどちらが大事か」という単純化した恫喝もさかんに行われました。

2007年1～2月に最上町全町で実施された署名では、7304名（85.1%）が穴あきダム早期実現を求めるダム推進署名でしたが、前述のように、事前に世論操作をしておいて実施された署名でした。署名の集め方も、区長会で署名集めが強制されています。非民主的で上から強制された署名集めだったため、拒否した区長もおりました。

4、地元住民の思い —— 最上小国川の清流をまもり、地域の活性化について

今、全国の多くの温泉地は疲弊が進み、入れ込み客数が大きく落ち込んでいます。特に、東北地方の温泉地は大震災の影響が今も残っており、旅館経営は背息吐息です。

最上小国川は、県内では群を抜いてアユが生息し、流域の生業や経済は川とともに発展してきた、かけがえのない川です。私は、この清流を生かした地域振興、活性化がはからなければならないと考えます。

それには、まず第1に、景観に配慮した河川改修により、自然に近い護岸や緑と花に包まれた護岸など、清流にふさわしい整備が求められます。第2に、ダム建設とは関係が無い「内水被害」なくす工事を先行させれば赤倉温泉地区の水害対策は大きく前進します。第3に、現在、赤倉温泉地区の廃湯、生活廃水は河川に直接排水され、清流のイメージを損ねています。銀山温泉のような「浄化センター」の設置が急がれます。第4に、流域の振興計画は、清流小国川を生かした地域振興計画を流域住民、地域の関係団体とともに作り進めなければならないと考えます。

最後に、以上述べてきた理由により、ダム建設は、河川法第1条、第16条の2に違反することを付け加えて、私の陳述を終わります。